

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月18日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MINITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 CEO 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	人事本部長補佐 木野 耕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	人事本部長補佐 木野 耕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 発行価額の総額 403,760,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 403,769,800円 (注)1. 本募集は、平成29年4月24日開催の当社取締役会決議 に基づき、ストックオプションを目的として、新株予 約権を発行するものであります。 2. 本募集に係る新株予約権の全部又は一部が割り当てら れない場合、新株予約権の行使期間内に行使が行われ ない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利 を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消 却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は 減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月24日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成29年7月14日に「割当新株予約権数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集事項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

### 第三部 参照情報

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行数	9,800個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は下記(2)「新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」参照）
発行価額の総額	403,760,000円
発行価格	1個につき41,200円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	三菱自動車工業株式会社 会長室（東京都港区芝五丁目33番8号）
払込期日	平成29年7月14日
割当日	平成29年7月14日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 第1回新株予約権証券（以下「本新株予約権」）は、平成29年4月24日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。

4. 本新株予約権の募集は、当社の取締役に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	5名	9,800個

&lt;訂正後&gt;

発行数	9,800個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は下記(2)「新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」参照)
発行価額の総額	403,760,000円
発行価格	1個につき41,200円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	三菱自動車工業株式会社 会長室(東京都港区芝五丁目33番8号)
払込期日	平成29年7月14日
割当日	平成29年7月14日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 第1回新株予約権証券(以下「本新株予約権」)は、平成29年4月24日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。

4. 本新株予約権の募集は、当社の取締役に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	5名	9,800個

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

新株予約権の目的となる株式の種類	三菱自動車工業株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、新株予約権1個当たりの発行価格41,200円(以下「本払込金額」)を本新株予約権の1株当たりの公正価値で除して得られる数とする。本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に本払込金額を乗じて得られる金額を本新株予約権の1株当たりの公正価値で除して得られる最大整数とする。以下、本新株予約権を行使した場合に当社が交付する当社普通株式の数を「割当株式数」という。</p> <p>ここで、「本新株予約権の1株当たりの公正価値」とは、本新株予約権の割当日において下記のブラック・ショールズ式により算定される数をいう。</p> <p>本新株予約権の1株当たりの公正価値は、以下の <u>ないし</u> の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格とする。</p> $C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$ <p>ここで、</p> $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ <p>1株当たりのオプション価格 <u>(C)</u></p> <p>株価 <u>(S)</u> : 平成29年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>行使価格 <u>(X)</u> : 1円</p> <p>予想残存期間 <u>(t)</u> : 28年</p> <p>ボラティリティ <u>(σ)</u> : 28年間(平成元年7月15日から平成29年7月14日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>無リスクの利子率 <u>(r)</u> : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率</p> <p>配当利回り <u>(λ)</u> : 1株当たりの配当金(平成29年3月期の配当実績) ÷ 上記に定める株価</p> <p>標準正規分布の累積分布関数 <u>(N(・))</u></p> <p>ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様。)又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。</p> <p>(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整することが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資する当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	発行価額の総額(403,760,000円)と、行使価額(1円)に本新株予約権9,800個に係る割当株式数を乗じた額の合計額 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

&lt;省略&gt;

&lt;訂正後&gt;

新株予約権の目的となる株式の種類	三菱自動車工業株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、79株とする。本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に41,200を乗じて得られる値を517.42で除して得られる最大整数とする。以下、本新株予約権を行使した場合に当社が交付する当社普通株式の数を「割当株式数」という。ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様。)又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。 (調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整することが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
新株予約権の行使時の払込金額	(1) 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資する当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	403,769,800円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

&lt;省略&gt;

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

&lt;訂正前&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
発行価額の総額(403,760,000円)と、行使価額(1円)に本新株予約権9,800個に係る割当株式数を乗じた額の合計額	2,000,000	払込金額の総額欄記載の額から発行諸費用の概算額を控除した額

&lt;省略&gt;

&lt;訂正後&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
403,769,800	2,000,000	401,769,800

&lt;省略&gt;

## 第三部【参照情報】

&lt;省略&gt;

## 第2【参照書類の補完情報】

&lt;訂正前&gt;

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(平成27年度)並びに平成28年度第1四半期、第2四半期及び第3四半期の四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本届出書提出日(平成29年4月24日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

&lt;訂正後&gt;

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本訂正届出書提出日(平成29年7月18日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本訂正届出書提出日(平成29年7月18日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

&lt;後略&gt;